

学校給食費無償化のお知らせ

大江町教育委員会

大江町では学校給食を受ける児童生徒の保護者からご負担いただいている学校給食費を一部無償化いたします。子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境整備を図ることを目的としています。

給食費無償化の対象者

小学校6年生の児童及び中学校全学年の生徒で次の要件に該当する児童生徒の保護者

- ① 児童又は生徒及び保護者が町内に住所を有し、現に居住し、且つ生活の本拠地としていること。
- ② 給食費に未納がないこと。

申請の手続き

1. 該当する児童・生徒の保護者は、指定する別途指定する日までに、大江町学校給食費支援事業補助金交付申請書をまで在籍する学校へ提出してください。
2. 大江町教育委員会で審査し決定又は却下通知書を保護者宛てに送付します。
3. 年度末で給食が終了後、学校給食費受領等証明書を在籍する学校より証明を受けてください。
4. 証明書と併せて、学校給食費支援事業補助金請求書を大江町教育委員会に提出ください。

給食費無償化の方法

給食費の無償化は、年度末に保護者が支払った給食費を、補助金として一括して口座振替にて補助します。なお、ほかに給食費に係る給付を受けた場合は給付額を差し引いて支給します。

交付決定の取り消し

- ・給食費の無償化の要件を満たさなくなった場合
- ・学校給食費を納付しなかったとき。
- ・偽りその他の不正手段により負担金の交付を受けたときなど。

問合せ

〒990-1163：大江町大字本郷丁 373-1

大江町教育委員会 教育文化課学校教育係

TEL:0237-62-2270

FAX:0237-62-3667